

第2編 計画推進のための取組み



1 地球温暖化の防止

① 県民、事業者等による温室効果ガスの排出削減

【現状】

〈国際社会の動向〉

- 近年、地球温暖化に伴う気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しています。地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常高温や大雨・干ばつの増加などの様々な気候の変化を伴うため、世界全体で地球温暖化対策を進めることは喫緊の課題となっています。
- 2015（平成27）年12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択されたパリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えるとともに、上昇を1.5℃高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等が定められました。
- 2018（平成30）年10月に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により公表された「1.5℃特別報告書」では、世界の平均気温を1.5℃上昇で止めるには、2050年前後には世界全体の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があるとされました。

〈国内の動向〉

- 2020（令和2）年10月、国において、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが表明されました。
- 2021（令和3）年6月、地球温暖化対策推進法が改正され、カーボンニュートラルの実現に向けて、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間団体等の密接な連携の下に、地球温暖化対策を推進するとの基本理念が新たに規定されました。
- 2021（令和3）年10月には、国の地球温暖化対策計画が改定され、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量について、2013（平成25）年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとされました。これは、従来の削減目標の26%を大幅に引き上げるもので、家庭部門など部門別の排出量も高い削減目標が示されました。また、同時に改定されたエネルギー基本計画では、再生可能エネルギーの比率が22～24%から36～38%へと大きく引き上げられました。



- 国内の温室効果ガス排出量は、12億1,200万t-CO₂ (2019 (令和元)年度)であり、2013 (平成25)年度比で、14%の減少となっています。

表1 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標 (国)

(単位: 億 t-CO₂)

部 門	2013年度排出実績 (基準年度)	2030年度目標		参考(旧目標)	
		排出量	削減率		
家庭部門 (二酸化炭素)	2.08	0.70	▲ 66%	▲ 39%	
業務部門 (//)	2.38	1.16	▲ 51%	▲ 40%	
産業部門 (//)	4.63	2.89	▲ 38%	▲ 7%	
運輸部門 (//)	2.24	1.46	▲ 35%	▲ 28%	
そ の 他	発電所等 (//)	1.06	0.56	▲ 47%	▲ 28%
	廃棄物焼却等 (//)	0.82	0.70	▲ 15%	▲ 7%
	その他ガス (メタン)	0.30	0.27	▲ 11%	▲ 12%
	// (一酸化二窒素)	0.21	0.18	▲ 17%	▲ 6%
	// (フロン類)	0.39	0.22	▲ 44%	▲ 25%
吸 収 源	—	▲ 0.48	—	(▲ 0.37億t-CO ₂)	
合 計	14.08	7.60	▲ 46%	▲ 26%	

※地球温暖化対策を図るために、地球温暖化対策推進法で規定された温室効果ガスは、次のとおりです。

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類 (ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)

※表中の () は、温室効果ガスの種類

※家庭部門: 住宅内でのエネルギー消費

業務部門: 第三次産業やオフィスビルでのエネルギー消費

産業部門: 製造業、農林水産業、建設業などの一次・二次産業の活動に伴うエネルギー消費

運輸部門: 企業・家庭の人・物の輸送・運搬

発電所等: 発電所、製油所における機器の余熱や試運転に伴う排出等

廃棄物焼却等: 廃プラスチックの焼却やセメント製造に伴う排出等

〈石川県の状況〉

- 本県における2019（令和元）年度の温室効果ガス排出量は919万t-CO₂となっています。
- 近年、石川県全体の温室効果ガス排出量は減少傾向にあり、2019（令和元）年度は、2013（平成25）年度に比べ19%の減少と、全国（14%）を上回る削減率となっています。
- 部門別では、主要4部門（家庭・業務・産業・運輸）は概ね減少傾向にあります。その他の発電所等、メタン、一酸化二窒素、フロン類は概ね減少傾向にあり、廃棄物焼却等は横ばいとなっています。

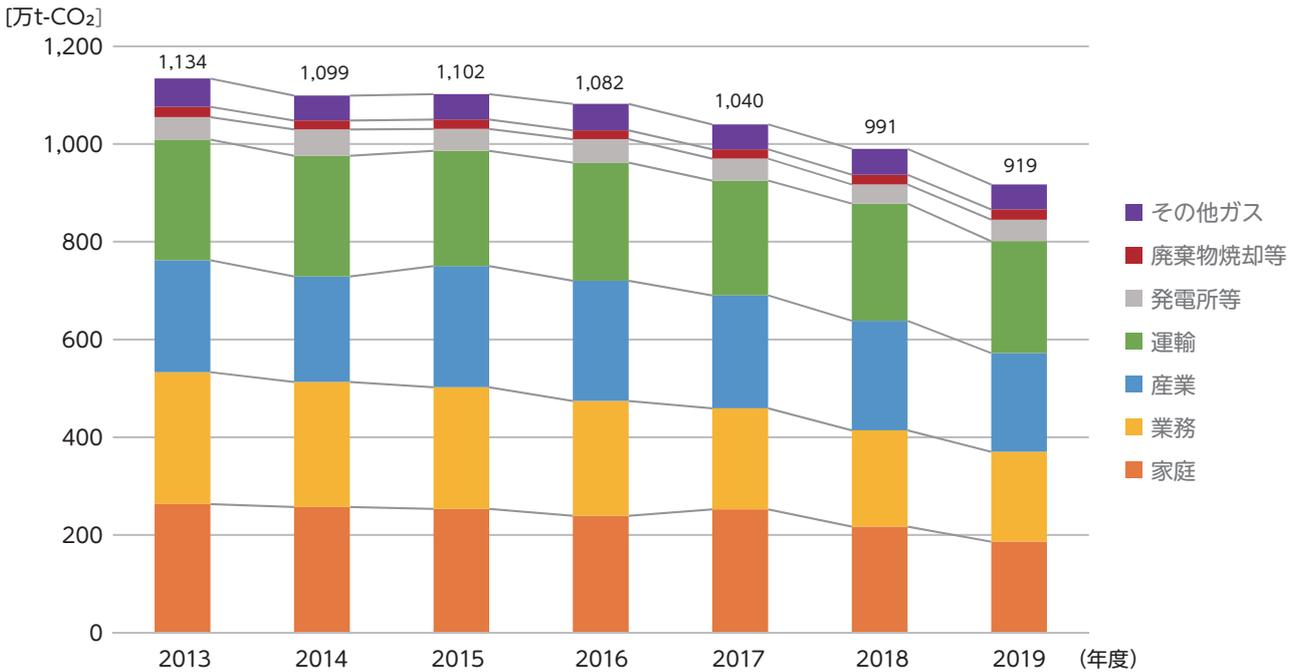


図1 温室効果ガス排出量の推移 (石川県)

表2 石川県と全国の温室効果ガス排出量

部 門	石川県 (単位: 万 t-CO ₂)			全国 (単位: 百万 t-CO ₂)			
	①2013年度 (H25)	②2019年度 (R元)	増減率 (②/①-1)	③2013年度 (H25)	④2019年度 (R元)	増減率 (④/③-1)	
家庭部門 (二酸化炭素)	263	186	▲ 29.1%	208	159	▲ 23.3%	
業務部門 (//)	270	184	▲ 31.8%	238	193	▲ 18.8%	
産業部門 (//)	229	202	▲ 11.9%	463	384	▲ 17.0%	
運輸部門 (//)	247	229	▲ 7.1%	224	206	▲ 8.2%	
そ の 他	発電所等 (//)	46	44	▲ 3.6%	106	89	▲ 15.8%
	廃棄物焼却等 (//)	21	21	1.8%	82	79	▲ 3.8%
	その他ガス (メタン)	35	32	▲ 8.4%	30	28	▲ 5.4%
	// (一酸化二窒素)	11	10	▲ 7.4%	21	20	▲ 7.5%
	// (フロン類)	12	9	▲ 22.8%	39	55	▲ 41.7%
合 計	1,134	919	▲ 19.0%	1,408	1,212	▲ 14.0%	

※端数処理の関係で各項目の和と一致しない場合がある。



- 主要4部門の排出量をみると、家庭部門が全体の23%、運輸部門が29%を占めており、全国と比べて高い割合となっています。

その理由として、家庭部門については、温室効果ガス排出の大部分を占める住宅において、石川県の日照時間が短いというイメージが先行し太陽光発電の設置が進んでいないことに加え、住宅の面積が広く寒冷地で、高い断熱性能が必要であり建設コストが高くなることから、ZEHの普及率が全国を大きく下回っていることなどが考えられます。¹

運輸部門については、世帯あたりの自家用車保有台数が全国に比べて多いことなどが考えられます。²

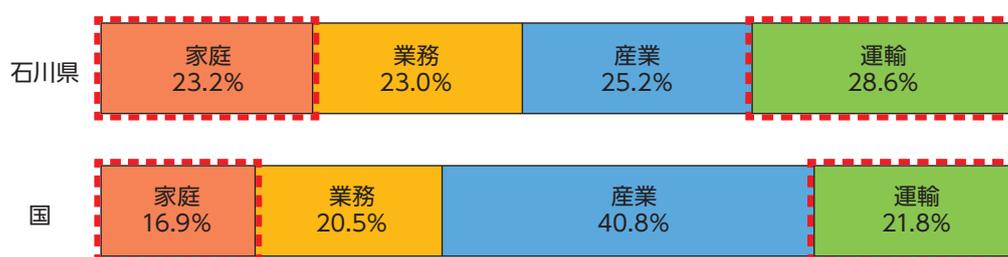


図2 県・国の部門別二酸化炭素排出割合 (2019年度)

- 再生可能エネルギーの導入状況

2019 (令和元) 年度の再生可能エネルギーの発電設備容量は、124.2万kWと2013 (平成25) 年度比で1.6倍に増加しています。特に、太陽光発電については、設置のしやすさや再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度) の導入などにより、2013年度比で5.9倍に増加するなど、急速に拡大しています。

1 年間日照時間 (2019年) : 全国平均 1,990時間、石川県 1,896時間
 太陽光発電の設置率 (2018年) : 全国平均 4.1%、石川県 2.7%
 ZEH (ゼッチ) とは、net Zero Energy House の略称で、基準一次エネルギー消費量から 20% 以上の省エネルギーを図った上で、太陽光発電等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅
 <ZEH の種類 > ZEH : 省エネ 20%以上と創エネにより、年間エネルギー 100%削減
 Nearly ZEH : 省エネ 20%以上と創エネにより、年間エネルギー 75%~100%未満削減
 ZEH Oriented : 省エネ 20%以上 (創エネなし)
 2020 年度の新築戸建住宅に占める ZEH の割合 (Nearly ZEH、ZEH Oriented を含む) : 全国平均 24%、石川県 14%

2 世帯あたりの自家用車保有台数 (2021年) : 全国 1.0 台、石川県 1.5 台

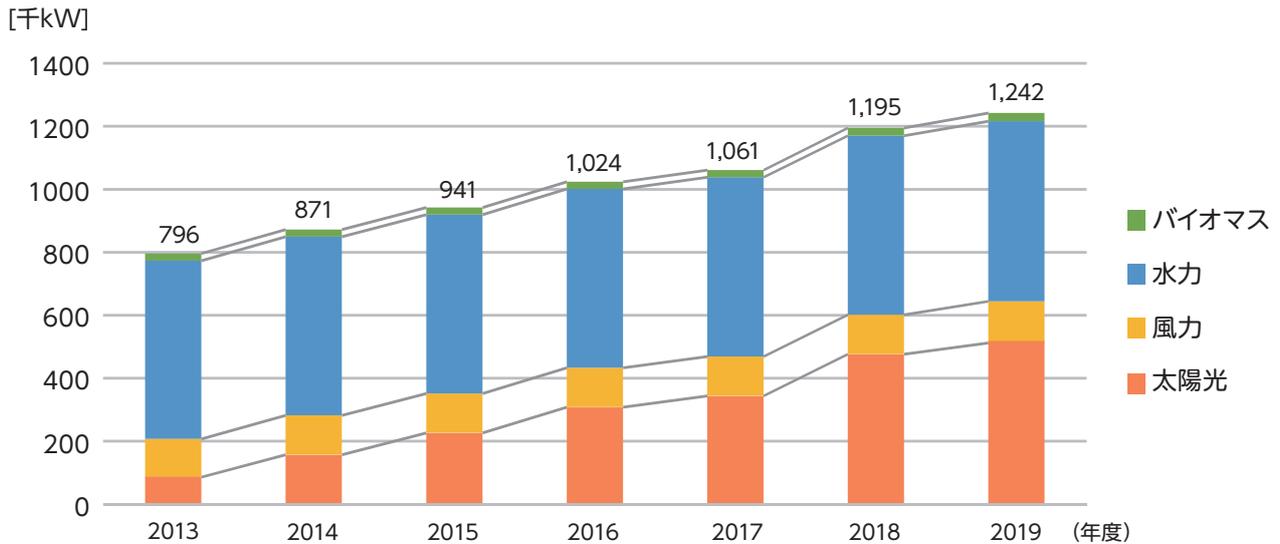


図3 石川県内の再生可能エネルギー発電設備の導入状況（設置容量）

【課題】

- 令和3年度に実施した意識調査によると、県民の約半数（47%）が、国が2050年温室効果ガス実質ゼロを目標としていることを知らない、事業者の約半数（46%）が、ISO14001やいしかわ版環境ISOなどの環境マネジメントシステムを導入していない状況となっています。
- 温室効果ガスの更なる排出削減に向け、県民、事業者等による自主的かつ積極的な省エネルギー、省資源活動を徹底するため、脱炭素型のライフスタイルや事業活動を定着する必要があります。
- 全国より排出割合の高い家庭部門や運輸部門の取組を強化するとともに、業務部門や産業部門における事業者の取組についても、強化を図る必要があります。
- 地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図る必要があります。
- 二酸化炭素に比べて温室効果が非常に高いフロン類についても、排出削減を進めていく必要があります。



【目指すべき環境の姿】

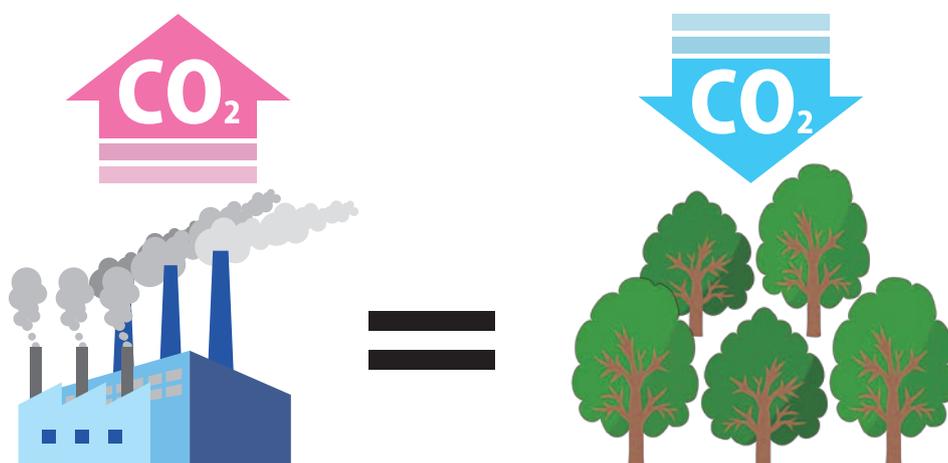
長期目標

2050年までに県内の温室効果ガス排出量の実質ゼロ
(カーボンニュートラル)を目指します。

第1章

〈目標設定の考え方〉

- ・地球温暖化対策推進法では、カーボンニュートラルの実現に向けて、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携のもとに、地球温暖化対策を推進しなければならないとされています。
- ・本県としても、カーボンニュートラルの実現に向けた計画が改定されることから、2022(令和4)年9月1日、知事が「2050年カーボンニュートラル宣言」を行うとともに、ふるさと環境条例に、県民、事業者、行政等が密接に連携しながら、その実現を目指すことを規定することとしました。



中期目標

2030年度の温室効果ガス排出量を50%削減します。
(2013年度比)

〈目標設定の考え方〉

- ・国は、2020(令和2)年10月に地球温暖化対策計画を改定し、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量の削減目標を、2013(平成25)年度比で従前の26%から46%に引き上げました。この目標は、パリ協定のもと、世界全体での温室効果ガス排出削減に我が国が貢献していくものであり、2050年カーボンニュートラルと統合的な目標とされています。
- ・本県としても、国の目標を踏まえて、県民や事業者、市町等と密接に連携しながら、温室効果ガス排出量の削減に取り組むこととし、2030年度の削減目標を従前の30%から50%に引き上げることとしました。

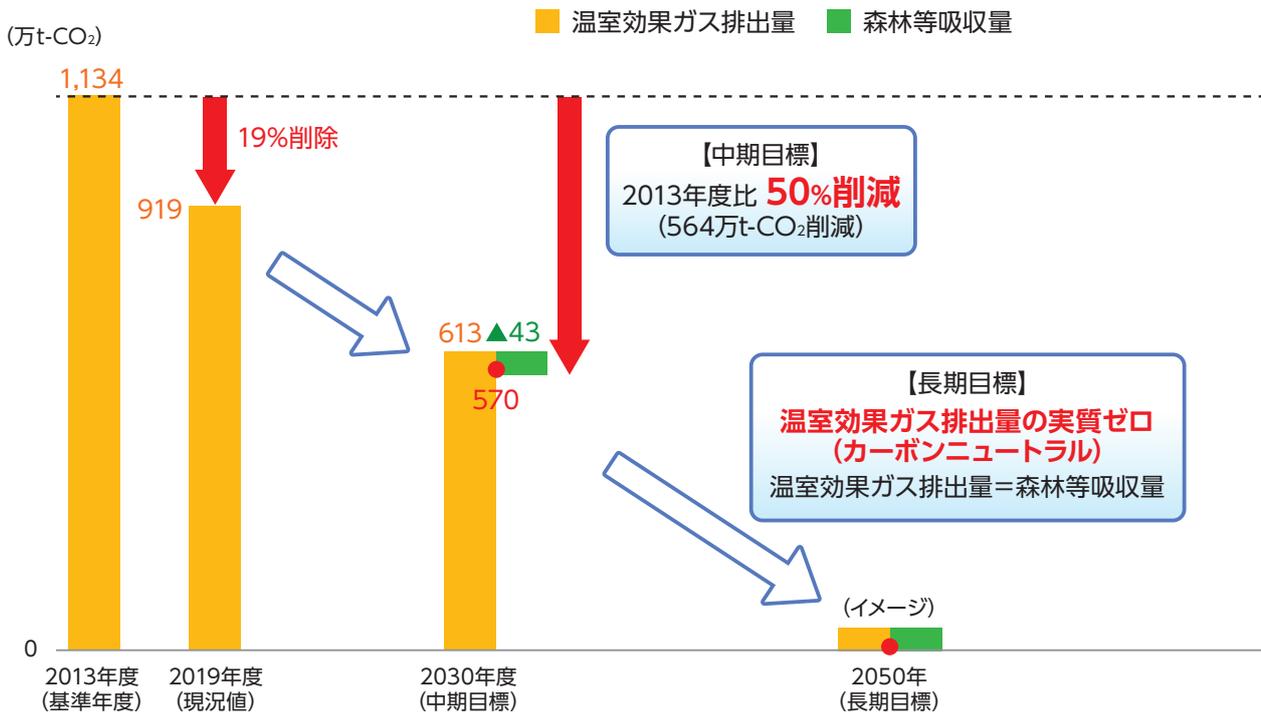


図4 石川県の温室効果ガス排出削減の目標 (イメージ)

表3 石川県の2030年度の部門別削減目標

(単位：万t-CO₂)

部 門	2013年度排出実績 (基準年度) A	2030年度目標		参考 (旧目標)	
		排出量 B	削減率 B/A-1		
家庭部門 (二酸化炭素)	263	88	▲ 66%	▲ 40%	
業務部門 (//)	270	132	▲ 51%	▲ 40%	
産業部門 (//)	229	143	▲ 38%	▲ 7%	
運輸部門 (//)	247	161	▲ 35%	▲ 28%	
そ の 他	発電所等 (//)	46	24	▲ 47%	▲ 28%
	廃棄物焼却等 (//)	21	18	▲ 15%	▲ 7%
	その他ガス (メタン)	35	31	▲ 11%	▲ 16%
	// (一酸化二窒素)	11	9	▲ 17%	
	// (フロン類)	12	7	▲ 44%	
温室効果ガス 計	1,134	613	▲ 46%	▲ 28%	
吸 収 源		▲ 43		(▲ 16万 t-CO ₂)	
合 計	1,134	570	▲ 50%	▲ 30%	

※端数処理の関係で各項目の和と一致しない場合がある。



【取組の方向性】

〈基本的な考え方〉

- ・カーボンニュートラルに係る県民の理解と実践の促進を図ります。
- ・2030年度温室効果ガス排出量の50%削減に向けて、県民の健康にも留意しながら、省エネルギーを推進するとともに、自然環境、景観及び生活環境との調和に留意しながら、再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ・全国に比べて家庭部門や運輸部門の温室効果ガスの排出割合が高いという本県の特徴を十分に踏まえ、従来の取組に加えて、積極的な取組を推進します。
- ・温室効果ガスの排出割合は全国より低いものの、排出量が多い産業部門についても、これまで以上の取組を推進します。
- ・削減目標の達成に向けては、脱炭素の視点から県民や事業者の理解を深めることが不可欠であることから、脱炭素型のライフスタイルや事業活動の定着に向けて気運の醸成を図り、取組の実践につなげます。
- ・また、本計画に基づく地球温暖化対策等に取り組むことで、環境と経済が好循環した社会の形成や、SDGsの達成にも貢献していきます。

ア) 各部門の徹底した省エネルギー対策等の推進

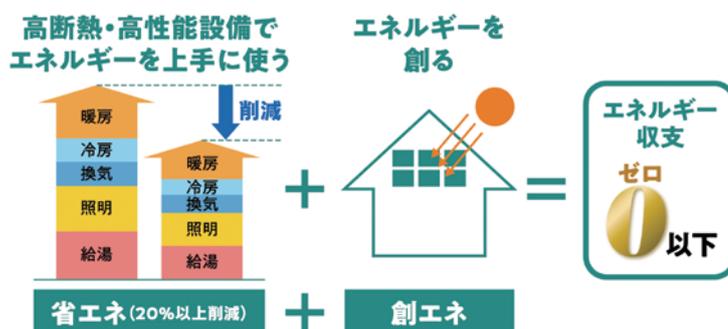
〈家庭部門〉

●いしかわの地域特性に適した省エネ住宅等の普及促進

- ・ゼロエネ住宅アドバイザーの育成とその活用や、いしかわエコハウスの機能強化とその活用を通じて、ZEHの普及啓発を図ります。
- ・住宅の省エネ・創エネ化の促進に向けて、ZEHの新築や省エネリフォームを支援します。
- ・ヒートポンプなどの高効率給湯器や高効率照明(LED)、省エネ家電等の省エネ機器の普及促進を図ります。
- ・いしかわエコリビング賞の表彰等を通じて、いしかわの気候・風土の特性を踏まえた省エネ住宅の普及促進を図ります。



いしかわエコハウス



ZEHイメージ図

※ZEH(ゼッチ)とは、net Zero Energy Houseの略称で、省エネと創エネにより年間エネルギー消費量の収支をゼロにする住宅

●脱炭素型ライフスタイルの定着に向けた気運醸成

- ・10月10日を「いしかわゼロカーボンの日」とし、県民や事業者へのライトダウンの呼びかけなど、各種啓発活動を実施します。
- ・「いしかわECOアプリ」の普及により、家庭の省エネ・節電活動の成果を見える化するとともに、取組に応じたポイントをきめ細かく付与するなど、県民の環境配慮に対する行動を促進します。
- ・いしかわ環境フェア等の開催や県内トップスポーツチームと連携した普及活動を通じて、ファミリー層を中心に県民の環境意識の向上を図ります。



いしかわ ECO アプリ

●家庭における温暖化対策の具体的な行動の促進

- ・省エネ・省資源活動に継続的に取り組む家庭（エコファミリー）を認定するいしかわ家庭版環境ISOの裾野の拡大と、取組の深化を図ります。
- ・省エネ・節電行動をライフスタイルとして定着させるために、地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携した普及啓発を推進します。

●学校等を通じた家庭での環境保全活動の推進

- ・いしかわ学校版環境ISOやいしかわ地域版環境ISOの普及拡大を通じて、学校に通う子どもたち等の環境保全活動への意識醸成を図るとともに、家庭で自主的にエコ活動に取り組めるようにします。
- ・エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定やいしかわエコレンジャーの認定を通じ、幼児期からの環境保全に対する意識醸成を図るとともに、保育所等に通う子どもたちが家庭で楽しくエコ活動に取り組めるようにします。

いしかわ地域版環境 ISO の取組
(グリーンカーテン)

家庭で省エネ・節電に取り組んだ園児への認定制度（いしかわエコレンジャー）の認定証



〈業務・産業部門〉

●環境配慮型の事業活動等の推進

- ・ いしかわ事業者版環境ISOや工場・施設版環境ISOなど、事業者の環境マネジメントシステムの登録を支援し、事業者における省エネ・省資源活動等を推進します。
- ・ 省エネ設備等の導入支援や省エネに関するセミナーの実施、省エネに関する助言・提案を行う専門家の派遣、ZEB³などの優良取組事例の情報発信を通じて、事業所や工場などにおける計画的な省エネ・節電行動を促進します。
- ・ 環境にやさしい企業活動に向けた手法等を紹介し、企業の環境に配慮した行動を促進します。
- ・ 業界の実情に応じた脱炭素化への取組を支援します。

●ふるさと環境条例に基づく計画書・実施状況報告書制度

- ・ エネルギーを多く使用する事業所に対して、地球温暖化対策計画書・実施状況報告書の提出を義務付け、計画的な温室効果ガスの排出削減につなげます。

●学校現場や地域（公民館、商店街等）における環境保全活動の推進

- ・ 省エネ・省資源活動に継続的に取り組む学校や地域を認定するいしかわ学校版環境ISOやいしかわ地域版環境ISOの普及拡大を図ります。（再掲）

●県内企業のエコ製品・サービスの開発等の促進

- ・ いしかわエコデザイン賞の表彰や石川県エコ・リサイクル製品の認定を通じ、環境保全に役立つ石川発の優れた製品・サービスの開発等を促進します。

●環境ビジネスの創出・育成

- ・ 各種支援制度を活用した環境関連技術や製品・サービスの開発、里山里海地域における生業づくり・地域づくり等の取組への支援を行います。
- ・ 水素・洋上風力等のカーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。



いしかわ環境フェアの様子



省エネセミナー



いしかわエコデザイン賞

3 ZEB（ゼブ）とは、Net Zero Energy Building の略称で、消費するエネルギーを削減し、使用するエネルギーは自ら生産することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにすることを目指した建築物

〈運輸部門〉

●環境配慮型の自動車の普及

- ・電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の普及に向けた支援を行います。
- ・いしかわ環境フェアでの展示や試乗会、いしかわエコハウスを活用した啓発等を通じて、環境配慮型自動車の普及促進を図ります。
- ・水素ステーションを整備します。



電気自動車

●事業者のエコドライブの推進

- ・エコドライブ推進事業所の認定や講習会の開催、優良事業所の表彰により、事業者のエコドライブ実践を後押しします。



エコドライブステッカー

●事業者の省エネ等の取組の推進

- ・旅客輸送や貨物輸送における脱炭素化に向けて、交通事業者に省エネ等を促します。
- ・いしかわ事業者版環境ISOやいしかわ工場・施設版環境ISOを通じて、長距離トラック輸送から一括大量輸送が可能な鉄道輸送や海上輸送への転換を促します。
- ・業界の実情に応じた脱炭素化への取組を支援します。(再掲)

●カーボンニュートラルポートの形成

- ・石油基地やLPG基地などのエネルギー供給拠点施設の立地に加え、温室効果ガスを多く排出する船舶の運航や発電所等が立地する港湾・臨海部(金沢港・七尾港)において、脱炭素化を推進します。



金沢港



七尾湾



〈廃棄物焼却等〉

●プラスチックごみの削減の推進

- ・ 県民、事業者や市町などと連携して、使い捨てプラスチック製容器包装・製品の使用削減を推進します。
- ・ スーパー、ドラッグストア等との協定締結を通じ、レジ袋等の使い捨てプラスチックの削減を推進します。

〈その他ガス〉

●フロン類対策の推進

- ・ 「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」、「フロン排出抑制法」などフロン関連法令についての適正な運用を図ります。
- ・ 「フロン排出抑制法」に基づき、業務用冷凍空調機器の管理者や充填回収業者などに対し、監視・指導を行います。

●環境保全型農業の推進

- ・ 水田からメタン排出削減のための中干し期間の延長などの環境にやさしい栽培技術の導入を推進します。

〈環境教育等〉

●学校や保育所・幼稚園・認定こども園における環境教育の推進

- ・ いしかわ学校版環境ISOによる環境保全活動への意識醸成を図ります。
- ・ エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定やいしかわエコレンジャーの認定を通じ、幼児期からの環境保全に対する意識醸成を図るとともに、保育所等に通う子どもたちが家庭で楽しくエコ活動に取り組めるようにします。(再掲)
- ・ 環境教育の場に、地域で環境活動を行っている人材を講師として派遣します。

●家庭や職場、地域等における環境学習の推進

- ・ いしかわ版環境ISO(家庭版、地域版、事業者版、工場・施設版)や、いしかわ版里山づくりISOを通じた自主的な環境保全活動の推進を図ります。
- ・ いしかわ環境フェア・いしかわの里山里海展等のイベントやフォーラム等の開催により、環境保全活動の普及啓発を図ります。
- ・ 県民を対象とした森林整備等の現地を見学する森林環境実感ツアー等を通じて、森林の整備や機能等に対する県民理解の醸成を図ります。
- ・ 消費者が自ら環境に与える影響を配慮し、行動できるよう、ポスターの配布やセミナー、イベント等を通じて、エシカル消費⁴に関する学習機会及び情報の提供を行い、環境保全への意識醸成を図ります。

4 消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと

●環境教育・環境学習、自然体験の場の提供

- ・ 県民エコステーションにおいて、環境講座や環境に関するイベントの開催、講師派遣、情報誌やホームページによる環境情報の提供などを行います。
- ・ 春蘭の里において、太陽光発電等の再生可能エネルギーから、長期間のエネルギー貯蔵に優れた水素を製造・貯蔵し、蓄えた水素を燃料電池により電力に変換して利用するなど、水素を活用したエネルギーの地産地消モデルを構築するとともに、モデル的に導入した小水力発電を環境学習の場として活用し、再生可能エネルギーの地産地消に係る意識の醸成を図ります。
- ・ 木場潟公園東園地において、学校や企業、県民等が楽しく学べる体験プログラムやセミナーを通じて、新たな里山再生とともに、再生可能エネルギーに関する県民の理解を促進します。
- ・ 夕日寺健民自然園において、里山の恵みについて楽しみながら理解を深めることができる様々な活動を実施します。

●中核となる環境人材の育成、環境教育・環境学習の指導者としての活用

- ・ 地球温暖化防止に関する支援や助言、普及啓発の講師等として活動する地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行います。
- ・ エコドライブ指導アドバイザーの認定を行い、地域や団体、事業者等が開催する講習会に派遣します。
- ・ ゼロエネ住宅アドバイザーの認定を行い、住宅の新築や改修を検討する県民に対するZEHの新築や省エネリフォームのアドバイスにより、住宅の省エネ・創エネ化を推進します。

●食品ロスの削減の推進

- ・ 美味しいいしかわ食べきり協力店登録制度により、飲食店等における食品ロス削減の取組を推進するとともに、県民の食品ロス削減に対する意識啓発を図ります。
- ・ 食品製造過程で発生した型くずれ品などの規格外品の低価格販売等を通じ、食品製造事業者における食品ロス削減の取組を推進するとともに、「食べ物を無駄にしない、もったいない」という県民意識の醸成を図ります。
- ・ 家庭から食品の寄附を募るフードドライブの推進や、民間団体、市町等が行うフードバンクの取組の周知を図ります。

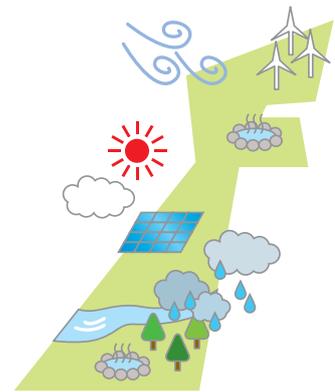


もったいない市の開催

イ) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 石川県再生可能エネルギー推進計画に基づき、石川の豊かな自然環境、美しい景観及び県民の生活環境との調和が図られるよう留意しつつ、再生可能エネルギーの導入を促進することで、同計画の目標である2030年度までに再生可能エネルギーによる発電電力量を、46億kWh程度とすることを目指します。

- ・再生可能エネルギー事業の展開促進に向けて、有用な情報の提供や相談窓口の設置による事業計画の検討支援、石川県再生可能エネルギー導入支援融資制度等による設備導入に対する支援を行います。
- ・国や市町との連携による地域との合意形成、事業者の関係法令遵守の促進を図ります。
(事業計画情報を共有し、地域住民への説明や関係法令の遵守を事業者へ促します)
- ・木場潟公園東園地において、新たな里山再生とともに、再生可能エネルギーに関する県民の理解を促進します。(再掲)
- ・分散型エネルギーの導入促進に向けて、市町と連携した導入支援やセミナーを通じた普及啓発、情報収集などを行います。
- ・モノづくり産業や農林業の県内産業の振興と併せた再生可能エネルギーの普及に取り組みます。
- ・住宅や事業所、工場などにおいて、再生可能エネルギーの導入を促進します。
- ・再生可能エネルギー由来電力の利用促進を図るための方法についての情報提供を図ります。
- ・燃料電池自動車の普及に向け、水素ステーションの整備等により、水素の普及に向けた取組を推進します。
- ・地球温暖化対策推進法の改正により、環境保全に支障のないエリアに再生可能エネルギーの立地を誘導するために設けられた促進区域制度について、必要な対応の検討や市町に対する情報提供等を行います。
- ・春蘭の里において、太陽光発電等の再生可能エネルギーから、長期間のエネルギー貯蔵に優れた水素を製造・貯蔵し、蓄えた水素を燃料電池により電力に変換して利用するなど、水素を活用したエネルギーの地産地消モデルを構築します。(再掲)



ウ) 環境に配慮した事業活動の推進、環境ビジネスの創出など

●環境配慮型の事業活動の推進

- ・環境にやさしい企業活動に向けた手法等を紹介し、企業の環境に配慮した行動を促進します。
(再掲)

●県内企業のエコ製品・サービスの開発等の促進

- ・いしかわエコデザイン賞の表彰や石川県エコ・リサイクル製品の認定を通じ、環境保全に役立つ石川発の優れた製品・サービスの開発等を促進します。(再掲)

●環境ビジネスの創出・育成

- ・各種支援制度を活用した環境関連技術や製品・サービスの開発、里山里海地域における生業づくり・地域づくり等の取組への支援を行います。(再掲)
- ・水素・洋上風力等のカーボンニュートラル分野の研究開発を促進します。(再掲)

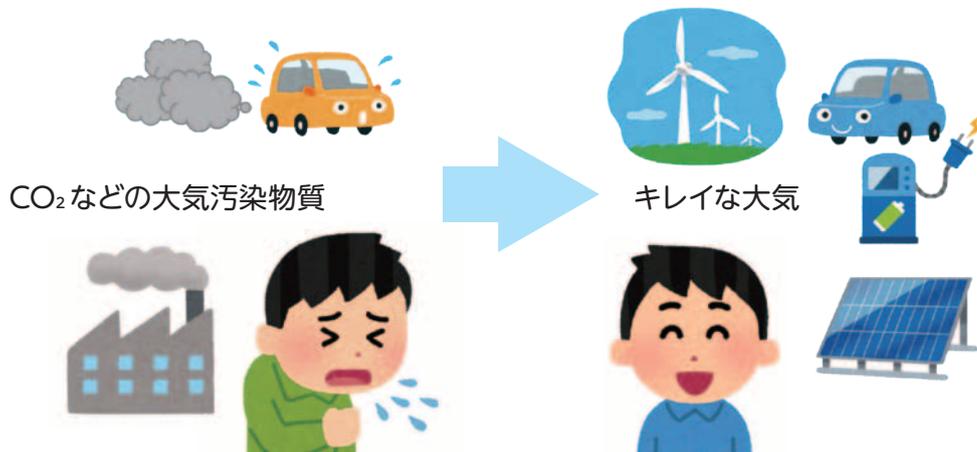
【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
1	家庭版環境ISO認定家庭(エコファミリー)数	92,188家庭 (2021年度末)	120,000家庭
2	地域版環境ISO認定地域数	102地域 (2021年度末)	120地域
3	学校版環境ISO認定学校数	340校[全校の96%] (2021年度末)	県内全校
4	エコ保育所・幼稚園・認定こども園の認定数	226園[全園の56%] (2021年度末)	全園の7割
5	新築住宅に占めるZEH (ZEHNearby,ZEHOrientedを含む)の割合	14% (2020年度)	24%
6	ゼロエネ住宅アドバイザー認定者数	—	200人
7	事業者版環境ISO、工場・施設版環境ISO登録事業所数	895事業所 (2021年度末)	1,000事業所
8	乗用車における環境配慮型自動車が占める割合 (EV,PHV,FCV,HV)	16% (2020年度末)	26%
9	EV,PHV,FCVの普及台数	3,430台 (2020年度末)	6,400台
10	1人1日あたりごみ排出量	913g (2020年度)	880g
11	美味しいいしかわ食べきり協力店の登録店舗数	1,403店舗 (2021年度末)	1650店舗
12	いしかわエコデザイン賞の受賞件数	153件 (2021年度末)	200件

コラム

地球温暖化対策は大気汚染の防止にも寄与

カーボンニュートラルの実現に向けて、太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーの導入や電気自動車の普及が進むと、化石燃料の使用量が減少します。これにより、二酸化炭素(CO₂)の排出量が減るだけでなく、工場やビルのボイラーやガソリン自動車などから排出される大気汚染物質(硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、PM2.5、ベンゾ[a]ピレン等)も減り、健康や生態系にもよい効果があります。





② 緑化・森林・林業における二酸化炭素の吸収・固定

【現状】

- 県土の約7割を占める森林は、木材生産、水源かん養機能、県土の保全、緑とのふれあいの場を提供する等の多面的機能を有しており、二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止においても大きな役割を担っています。

* 森林面積：286,166ha（民有林251,571ha、国有林34,595ha）（2019年度末）

* 民有林における適切な森林整備・管理による「森林経営」の実施面積：
7.0万ha（2021年度末）

* 間伐等実施面積：5,073ha（2021年度）

* 県産材供給量：134千m³（2021年）

* 一人当たり都市公園面積：15.14m²（2020年度末）

- 森林は、その成長過程で二酸化炭素を吸収し、樹木内に炭素を固定するため、森林から生産される木材を住宅や家具等に利用することは木材中の炭素を長期間にわたって貯蔵することになります。
- そのため、森林の適切な経営管理や間伐の実施、そして県産材の積極的な利活用を行い、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を進めることは、カーボンニュートラル実現に向けた重要な取り組みになります。
- 企業や団体が社会貢献活動の一環として、二酸化炭素の吸収源である森林の整備活動⁵を行っています。

【課題】

- 手入れ不足の森林の増加を防ぎ、森林の機能を十分に発揮できる手入れの行き届いた森林となるように経営管理を行うことで、森林による二酸化炭素吸収量を確保していく必要があります。
- 住宅や建築物における県産材の活用促進や新商品開発等による木材需要の創出につなげていくことが必要です。
- 森林・林業に対する県民の意識啓発と県民参加の森づくり運動を推進していくことが必要です。
- 農地においては、二酸化炭素を吸収した植物を原料としたたい肥等により土づくりを行い、土壌中への炭素の貯留を促進する必要があります。
- 多様な土地・施設等の都市全体において緑化を進める必要があります。

5 森林でなかった土地での植林、育成林・天然生林の整備・保全、たい肥等の有機物の施用による農地の土づくり、都市緑化等が対象

【目指すべき環境の姿】

森林における 2030年度の二酸化炭素吸収量を43万t-CO₂とします。

〈目標設定の考え方〉

- ・国では、2020（令和2）年10月に地球温暖化対策計画を改定し、2030（令和12）年度の森林における二酸化炭素吸収量を0.38億t-CO₂（森林吸収量0.31億t-CO₂、伐採木材製品0.07億t-CO₂）とし、各種政策を推進しています。
- ・本県としても、国が目標とする二酸化炭素吸収量と本県の森林面積や県産材供給量を踏まえ、吸収量の目標を従前の16万t-CO₂から43万t-CO₂に引き上げることとしました。

【取組の方向性】

●多様で健全な森林の整備・保全

- ・森林の適切な管理・保全と主伐・再造林による森林資源の循環利用を推進します。
- ・森林ボランティア活動など、県民全体で支える森林づくりを推進します。

●低コストで安定的な県産材供給体制の整備

- ・ドローンによる資源量調査など、スマート林業の本格的な展開による林業収益力の向上を図ります。
- ・スマート林業を実践できる人材の育成を推進します。

●県産材の利用促進

- ・県産材供給量の拡大を図るため、人工乾燥材の導入等を支援し、品質が確かな製材品等を安定的に生産・供給体制を強化します。
- ・公共建築物や土木工事における県産材利用を促進します。
- ・県産材利用に助成することなどにより、住宅や民間施設での県産材利用を促進します。
- ・「木づかい運動」等による県産材製品の普及促進を図ります。

●環境保全型農業の推進

- ・たい肥の使用や緑肥の作付等により、土づくりを推進します。

●市街地における緑化の推進

- ・県民のニーズに対応した都市公園の整備を進めます。
- ・地域における都市緑化のモデルとなる取組を支援します。
- ・地域の緑化活動のリーダーとなる「緑と花のまちづくり推進員」を養成し、推進員が行う緑化の普及啓発活動を支援します。
- ・適切な街路樹の維持管理を行います。

●森林吸収量のクレジット化の推進

- ・県が県営林を対象としたクレジットを取得し、県内企業に売却することで得られる売却益を活用して森林整備を促進するとともに、J-クレジット制度を林業経営者に周知します。



高性能林業機械



森林ボランティアの様子



農村ボランティアの様子

【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
13	民有林における適切な森林整備・管理による「森林経営」の実施面積	7.0万ha (2021年度末)	12万ha
14	間伐等実施面積	5,073ha (2021年度)	4,026ha以上
15	県産材供給量	134千m ³ (2021年)	222千m ³
16	緑の基本計画策定市町数	12市町 (2021年度末)	17市町 (緑の基本計画策定対象となる全市町)

③ 県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

【現状】

- 本県では、県が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むため、「県庁グリーン化率先行動プラン（平成12年3月）」を策定し、これに基づく施策を講じてきました。2013（平成25）年度と比較した2020（令和2）年度の実績は以下のとおりです。（図5、表4参照）

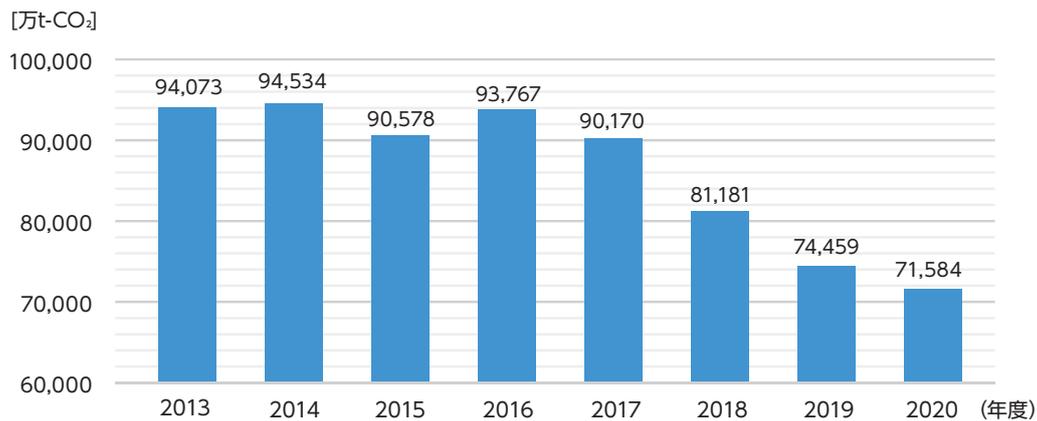


図5 県庁における二酸化炭素排出量の推移

- 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を、本庁舎（2004年認証）、県保健環境センター（1999年認証）及び県工業試験場（2000年認証）において認証取得し、省エネ・省資源などの取組を推進しています。
- 東日本大震災以降の節電の取組として、例えば、本庁舎では、廊下部分の空調停止や消灯、エレベーター内部照明のLED化、空調運転時間の短縮、省エネ型自動販売機の導入などを行い、震災前から約2割の節電を行いました。
- 工業試験場や能登空港ターミナルビル、いしかわ動物園などの施設に太陽光発電を、砂防堰堤に小水力発電（民間事業者が実施）を導入しているほか、下水処理場において、温室効果ガスであるメタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に努めています。
- その他、昼休み・時間外等の不要な照明の消灯、両面印刷や片面使用済みコピー用紙の再利用の徹底、県庁エコ通勤の日におけるマイカー通勤自粛の呼びかけ、全ての出先機関におけるいしかわ事業者版環境ISO登録などの取組により、県庁全体で環境マネジメントシステムの導入による温室効果ガスの排出削減・廃棄物の減量化等に努めています。

【課題】

- 県庁全体において、率先して省エネ・省資源・リサイクルや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。



表4 県庁グリーン化率先行動プランの取組結果

行動目標	2013年度(平成25年度)		2020年度(令和2年度)	
ア 省資源、省エネルギーの推進				
①電気使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	69,700t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	50,009t-CO ₂ (▲28%)
	電気	110,635MWh	電気	106,628MWh (▲4%)
②冷暖房用等 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	20,192t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	18,393t-CO ₂ (▲9%)
	A重油	4,450kL	A重油	3,080kL [*] (▲31%)
	灯油	2,453kL	灯油	2,313kL (▲6%)
	都市ガス	735千m ³	都市ガス	1,793千m ³ [*] (+144%)
	プロパンガス	58千m ³	プロパンガス	44千m ³ (▲25%)
③公用車の 燃料使用量の削減	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	4,182t-CO ₂	エネルギー使用量 (CO ₂ 換算)	3,183t-CO ₂ (▲24%)
	ガソリン	1,574kL	ガソリン	1,243kL (▲21%)
	軽油	206kL	軽油	116kL (▲44%)
④水使用量の削減		982千m ³		915千m ³ (▲7%)
イ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進				
⑤可燃ごみ排出量の削減		1,328t		1,147t (▲14%)
⑥用紙類の使用量の削減		144,067千枚		145,090千枚 (+1%)
ウ グリーン購入の推進				
⑦環境配慮型自動車の導入 (更新車両(警察, 特殊車両除く)に占める環境配慮型自動車の割合)		33% (平成30年度)		73% —
二酸化炭素排出量		94,073t-CO ₂		71,584t-CO ₂ (▲24%)

※環境負荷の低減を図るため、温室効果ガスの排出が多いA重油の使用量を低減し、都市ガスの使用量を増加しました。

【目指すべき環境の姿】

2030年度の温室効果ガス排出量を60%削減します。(2013年度比)

〈目標設定の考え方〉

- ・国自らの取組を定めた「政府実行計画」では、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比50%削減することを目標としています。
- ・県が率先して取組を推進するため、県庁全体で、2030（令和12）年度における温室効果ガス排出量を、国を上回る2013（平成25）年度比60%削減することとします。

【取組の方向性】

- 県庁グリーン化率先行動プランの目標の達成に向け、県庁全体で主に次の取組を実行します。

〈県有施設の省エネ化等の推進〉

- 再生可能エネルギー・省エネ設備の導入等
 - ・2030年度に設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
 - ・既存設備を含めた県有施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指します。
 - ・施設の新築にあたっては、低コスト化のための技術開発等の動向を踏まえつつ、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready⁶相当を目指すとともに、再生可能エネルギーの導入に努めます。
 - ・施設の改修時には、可能な限り、最新の省エネ設備の導入や断熱化等を図り、ZEB Ready相当を目指すとともに、再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
 - ・再生可能エネルギーの導入や省エネの徹底を図った上で、2030年度までに県全体で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー由来電力とすることを目指します。
- 県有施設全体での環境配慮の推進
 - ・現在、全ての県の出先機関がいしかわ事業者版環境ISOに登録していますが、さらに、いしかわ事業者版環境ISOの登録を進め、県有施設全体で省エネ・省資源化の取組を推進します。

6 ZEB Ready（ゼブ・レディ）とは、Net Zero Energy Building Readyの略称で、再生可能エネルギーを除き、省エネ技術で基準一次エネルギー消費量（断熱使用、設備毎等により定められる標準的な一次エネルギー消費量で、省エネルギー基準は2016年）を50%以上の削減を実現している建築物



〈公用車の省エネ化の推進〉

●環境配慮型自動車の導入

- ・ 公用車については、代替可能な環境配慮型自動車がない場合等を除き、既存車両を含め、2030年度までに全て環境配慮型自動車とすることを目指します。（警察、特殊車両を除く）
- ・ 近距離の移動が多い機関では、可能な限り電気自動車を導入します。
- ・ 災害時の非常用電源として活用できる電気自動車の有用性を広めるため、V2H⁷を設置します。
- ・ 水素を活用した燃料電池自動車を導入します。

●エコドライブの推進

- ・ ふんわりアクセルスタート（発進から5秒で時速20km）により、燃費が10%向上することなどを職員に周知し、職員のエコドライブ意識を高めます。

〔エコドライブの例〕

- ・ 不要なアイドリングの停止
- ・ 減速時に早めにアクセルを離す（燃費が2%向上）
- ・ 急発進、急加速を行わないなど、経済的な運転の実施
- ・ タイヤ空気圧の調整など、定期的な車の整備を実施

●自動車利用の抑制

- ・ 公用車の効率的利用を図り、保有台数の見直しを推進します。
- ・ 出張時は、可能な限り公共交通機関を利用（近距離の場合は徒歩）します。
- ・ 県庁エコ通勤の日にマイカー通勤自粛を呼びかけるなど、公共交通機関の利用や自転車・徒歩での通勤を推進します。
- ・ テレワークやウェブ会議システムの活用を推進することで、自動車の使用を抑制します。

〈各庁舎における省エネ化・省資源化〉

●プラスチックごみの削減

- ・ 率先して使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。

〔行動例〕

- ・ 会議等において、グラスでの飲料提供や参加者へのマイボトル持参の推奨等により、ペットボトル飲料を提供しないよう努めます。
- ・ イベント等の開催時には、参加者にマイバッグ・マイボトルの持参を呼びかける等により、レジ袋やペットボトル飲料の使用抑制に努めるほか、廃棄物の減量化や省エネに努めます。
- ・ 県庁の食堂や売店における使い捨てプラスチックの削減に努めます。
- ・ その他、庁内放送等により、使い捨てプラスチックの使用抑制やリサイクルの徹底などを呼びかけます。

7 V2Hとは、Vehicle to Homeの略称で、「建物から電気自動車（EV）への充電」と「EVから建物への給電」ができる機器

●可燃ごみの削減

- ・職場におけるごみの分別・リサイクル、可燃ごみの削減を徹底します。

[行動例]

- ・資源である雑がみの分別の徹底
- ・シュレッダー使用は必要最小限とすることなど

●食品ロスの削減

- ・消費期限等の近い商品の割引販売や小盛メニューの提供など、県庁の食堂や売店における食品ロスの削減に努めます。
- ・職員から食品の寄附を募り、フードバンク団体などに提供するフードドライブを実施します。

●定時退庁日における定時退庁の徹底

- ・働き方改革に加え、消灯による電気使用量の削減にもつながる定時退庁を一層推進します。

●グリーン購入の推進

- ・物品は、原則、石川県エコ・リサイクル認定製品、エコマーク、グリーンマーク等を含む石川県グリーン購入調達方針に基づき、調達します。
- ・コピー機やプリンタ複合機等は、石川県グリーン購入調達方針に基づき、導入します。

●職場の省エネ・省資源活動の徹底

- ・職場全体としてISO14001及びいしかわ事業者版環境ISOに取り組むとともに、職員一人ひとりが省エネ・省資源活動を徹底します。
- ・その他の省エネ、省資源活動例

〈電気・冷暖房等燃料使用量の削減〉

- ・空調の室内温度の適正化（冷房28度程度、暖房19度程度）及び適正運転（期間、時間等）の徹底
- ・クールビズ・ウォームビズの推進
- ・ブラインド、カーテンの利用による冷暖房効果の向上
- ・昼休み、時間外等での不要な照明の消灯
- ・不要な待機電源や使用していない事務用機器等の電源の切断
- ・コピー機等の事務用機器の適正な配置
- ・省エネ型の事務用機器、照明機器、電気製品の導入
- ・エレベーターの利用を控え、階段を利用

〈水使用量の削減〉

- ・洗面、食器洗い、洗車等における水使用の抑制
- ・定期的な点検による漏水の防止の徹底

〈廃棄物の削減〉

- ・使い捨て製品は可能な限り使用を抑制
- ・詰替え可能な製品や簡易梱包された商品の使用促進
- ・事務用品は可能な限り長期間使用



〈用紙類の使用量の削減〉

- ・ タブレット等を活用したペーパーレス会議の推進等、会議資料における紙の使用を抑制
- ・ 資料はページ数や部数を必要最小限に抑制
- ・ 両面コピー、縮小コピー、片面使用済みコピー用紙の再利用を徹底
- ・ コピー機は使用前後に設定（部数等）をリセットし、ミスコピーを防止
- ・ 不必要なFAXの送付状は省略
- ・ メールの有効活用により、事務連絡などの紙の抑制
- ・ 個人保有の書類を極力削減し、回覧や電子データとして共有利用するなど、保存書類の削減の徹底
- ・ むやみに資料を「作らせない、渡さない、求めない」を徹底
- ・ 外注印刷物の作成に当たっては、ページ数や部数を必要最小限に抑制

〈職員の環境教育・啓発〉

- ・ 庁内放送等による省エネ、省資源行動の呼びかけ
- ・ 環境分野の研修・講演会等の開催、職員への情報提供

<環境保全活動の実践>

●環境保全活動に資する公務プラスワン活動の促進

- ・ 公務プラスワン活動（公務以外の自治会・PTA・民間団体等による地域活動への職員の参加を促す取組）の促進の一環として、海岸漂着物の回収ボランティアや各種清掃活動、森づくりボランティア、竹林伐採等の地域の環境保全に資する活動への積極的な参加を職員に働きかけます。

【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
17	電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	106,628MWh (2020年度)	103,700MWh
18	冷暖房用等燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	18,393t-CO ₂ 〔A重油 3,080kL〕 〔灯油 2,313kL〕 〔都市ガス 1,793千m ³ 〕 〔プロパンガス 44千m ³ 〕 (2020年度)	16,715t-CO ₂
19	公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	3,183t-CO ₂ 〔ガソリン 1,243kL〕 〔軽油 116kL〕 (2020年度)	2,900t-CO ₂
20	水使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	915千m ³ (2020年度)	890千m ³
21	可燃ごみ排出量 ※指定管理者制度導入施設含む	1,147t (2020年度)	1,110t
22	用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	145,090千枚 (2020年度)	127,000千枚



燃料電池自動車



太陽光発電設備



廃棄物の分別と可燃ごみの計量



2 気候変動の影響への適応

【現状】

- 今後、温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、少なくとも今世紀半ばまでは世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響のリスクが高くなることが予測されています。
- 気象庁が現状を上回る地球温暖化対策が取られないという前提条件のもとで行った本県の21世紀末の予測は以下のとおりです。
 - ・年平均気温が約4.4℃上昇します。
 - ・日最高気温35℃以上となる猛暑日（現在平均3.5日）が約23日増加し、日最低気温0℃未満となる冬日（現在平均22.8日）はほぼなくなります。
 - ・現在ほとんど発生していない、滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上の雨）が発生するようになります。
 - ・年最深積雪及び年降雪量が減少します。
- 気候変動の影響への対応には、温室効果ガスの排出削減により、その影響を「緩和」する対策のほか、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る「適応」があります。緩和策と適応策は、車の両輪と位置づけられます。（図6参照）

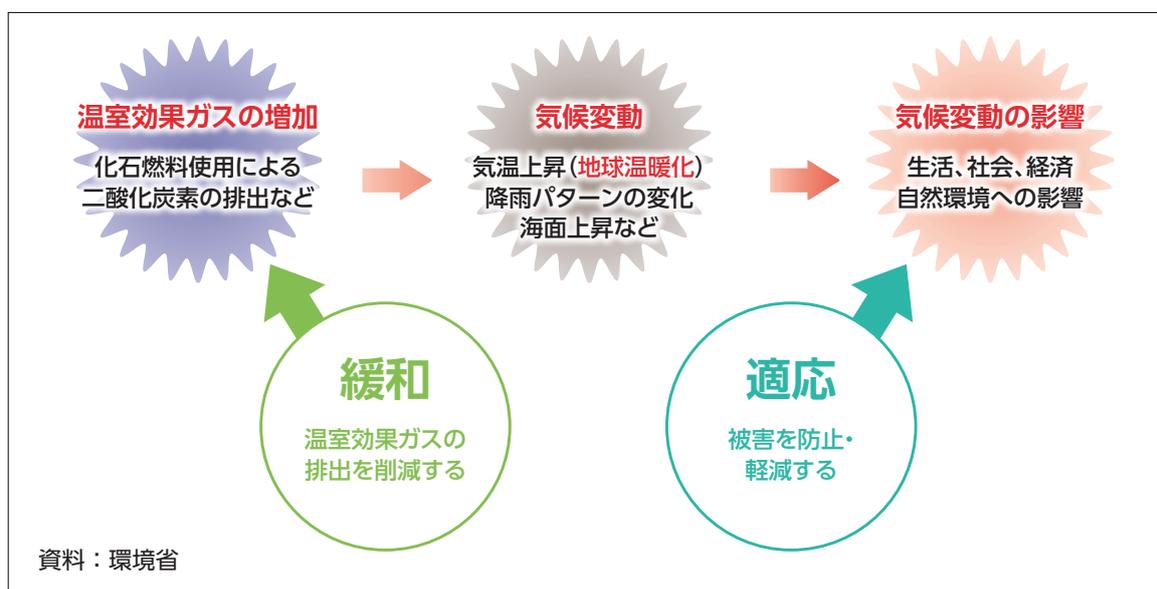


図6 緩和と適応の関係

- 本県において現在生じている、もしくは将来生じる可能性がある気候変動の影響は以下のとおりです。

【農林水産業】

- ・ 気温上昇により、コメやリンゴ、ブドウ、トマト等の収量・品質が低下する恐れがあります。
- ・ 七尾湾では、稚魚類の生育場であるアマモ場の衰退や、貧酸素水塊の発生が見られ、トリガイ等の資源の減少、養殖カキのへい死など、漁業への影響が懸念されています。

【水環境・水資源】

- ・ 湖沼等の水環境について、将来的な水温上昇に伴い、水質の変化が生じる可能性が考えられます。
- ・ 将来的な降水や降雪の変化に伴い、地下水を含む水資源への影響が考えられます。

【自然生態系】

- ・ 高山帯・亜高山帯では、将来的な気温上昇に伴い、高山植物の開花時期の早期化や多年性雪溪の減少・消失の可能性が考えられます。
- ・ ライチョウの生息適地の減少が指摘されています。
- ・ 積雪量の減少等の影響により、イノシシの生息域が県内全域に拡大しています。

【自然災害】

- ・ 将来的な気温上昇に伴い、洪水発生リスクの上昇が示唆されています。
- ・ 海面上昇や台風の強度の増加により、高潮や海岸侵食のリスクの上昇が示唆されています。
- ・ 石川県では、1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生頻度が増加しており、道路通行止めなどが発生し、交通網に支障が生じています。

【健康】

- ・ 夏季の気温上昇に伴い、熱中症による救急搬送者数が増加傾向にあります。
- ・ 国内において、デング熱、チクングニア熱等の感染症を媒介するヒトスジシマカの分布域が北上していることが示唆されています。

【課題】

- 気候変動が一因と考えられる異常気象を想定した対応に、引き続き取り組む必要があります。
- 国等との連携により、気候変動に関する情報の収集と県民等への提供を進める必要があります。



【目指すべき環境の姿】

- 気候変動の影響に対する適応策の推進を通じ、被害が防止・軽減され、安全・安心な暮らしが確保されています。

【取組の方向性】

- 気候変動の影響に対する適応策の推進

【農林水産業】

- ・県立大学等との連携により、気温上昇による収量・品質の低下を防止するための新品種・新技術の開発・普及に取り組みます。
- ・海況予測モデル等により、海洋環境変化に対応した漁業生産活動の構築に取り組みます。

【水環境・水資源】

- ・湖沼等の公共用水域の水質を監視します。
- ・地下水位や地盤変動の状況を監視します。

【自然生態系】

- ・高山帯および亜高山帯でのモニタリングを継続して実施します。
- ・ライチョウの種の保存に貢献するため、いしかわ動物園での飼育・繁殖に取り組みます。
- ・有害鳥獣捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るため、狩猟セミナーや捕獲技術習得研修等を実施します。

【自然災害】

- ・水害を未然に防ぐため、堤防整備や河川の拡幅などの抜本的な対策を行うとともに、即効性のある堆積土砂の除去等に取り組みます。
- ・水害時の逃げ遅れを防ぐため、国が示す最大規模の降雨を想定した洪水浸水想定区域図の作成・周知や、避難時間を確保するための堤防舗装の実施等に取り組みます。
- ・高潮・高波による海岸侵食に備え、海岸保全施設の維持管理を行うとともに、沖合施設や海岸防災林の計画的な整備を推進します。
- ・土石流・地すべり等に備え、市町と連携した警戒避難態勢の強化や、治山施設整備等を推進します。
- ・防災訓練による災害対応力強化や防災キャンペーン等で災害への備えを啓発するなど、防災意識向上に継続的に取り組みます。

【健康】

- ・熱中症の予防策や注意点について、関係機関と情報交換するとともに、県民に対する周知徹底を図ります。
- ・蚊媒介感染症について、関係機関と連携し、会議・研修会の開催や、予防方法等の普及啓発、対応マニュアルの作成等の対策を推進します。

●気候変動の予測、影響及び適応策等に関する情報の収集・提供

- ・県庁関係部局による連絡会において、各分野における適応情報を収集するとともに、国や他県の動向等の情報を共有します。
- ・国や金沢地方気象台、大学等との連携により、本県における気候変動の予測等の情報収集を行います。
- ・気候変動の影響や適応に関する情報拠点として令和2年4月に設置した「石川県気候変動適応センター」において、県民や事業者が適応策を検討・実施する際に役立つ、気候変動予測やその影響、各分野の適応策等について、積極的な情報発信を行います。
- ・太陽光発電の蓄電池や燃料電池等の再生可能エネルギーの活用は、脱炭素化のほかに、自立分散型電源として災害時のレジリエンス向上に寄与することも周知し、普及促進を図っていきます。

【行動目標】

No	指標名	現 状	目標値
23	気候変動に対応した新品種・新品目の開発・導入数	3品種 (2021年度末)	6品種・品目



高山植物の開花時期の調査



地すべり防止用アンカー



着工前



着工後

金腐川漆橋（下流）の堆積土砂除去



3 計画の推進と進行管理

① 計画の推進

【各主体の責務】

本計画を効果的に推進するためには、県民、事業者、関係団体、行政等の各主体が相互に連携しつつ、自らの責務を認識することで、自主的かつ積極的に地球温暖化対策に取り組む必要があります。

そこで、本計画を推進するための各主体の責務を以下のとおりとします。

●県民の責務

- ・地球温暖化の防止に関する理解を深め、温室効果ガスの排出削減のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めます。
- ・日常生活において、廃棄物の分別、環境に配慮した製品の購入、再生製品の活用等の資源循環的な利用に努めます。
- ・気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めます。

●事業者の責務

- ・事業活動に伴うエネルギーの使用の量を把握し、温室効果ガスの排出削減のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めます。
- ・事業活動によって排出した温室効果ガスについては、積極的に公表するように努めます。
- ・気候変動適応について、それぞれの業種に関する情報を収集し、事業継続計画（BCP）の策定等に取り組むよう努めます。

●県の責務

- ・地球温暖化対策、気候変動適応策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民や事業者の活動を積極的に支援します。
- ・市町と情報共有を図るとともに、市町が行う地球温暖化対策等を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行います。
- ・県の事務及び事業に関し、県庁グリーン化率先行動プランに基づき、温室効果ガスの排出削減等のための取組を率先して実施します。

●市町の責務

- ・市町は、事業者や住民にとって最も身近な行政機関であることから、主として、家庭部門における地球温暖化対策等を促進するとともに、地域の事業者等と連携した温暖化対策等を推進します。
- ・市町の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出削減等のための取組を率先して実施します。

【推進体制】

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けては、県を挙げた取組が不可欠であることから、県、市町、関係団体等で構成する「いしかわカーボンニュートラル県民推進会議」を設置し、情報共有を図りながら、積極的な取組を推進します。

② 計画の進行管理

● 進行管理の方針

- ・『Plan（計画）→Do（実行）→Check（確認・評価）→Action（見直し）』のいわゆるPDCAサイクルにより、改善を図りながら取組を進めていきます。
- ・外部有識者で構成する「石川県環境審議会」に本計画に係る施策の状況並びに目標及び指標の状況を報告します。
- ・県庁内各部局に対して、温室効果ガス排出量の削減状況や各行動目標の達成状況、いしかわカーボンニュートラル県民推進会議及び環境審議会において出された意見をフィードバックし、施策の改善を図ります。

● 進捗状況の公表

- ・温室効果ガス排出量の削減目標や削減状況、各行動目標の達成状況について、県ホームページなどを通じて公表します。

